

地理的表示保護制度

登録申請マニュアル

農林水産省食料産業局

目次

1	地理的表示保護制度の概要	6
1.1	本書の目的	6
1.2	農林水産分野における知的財産	6
(1)	知的財産とは	6
(2)	知的財産のもつ役割	8
1.3	地理的表示（GI）保護制度について	9
(1)	国際的な知的財産制度	9
(2)	GI 制度とは	9
1.4	GI 法について	10
(1)	GI 法の枠組	10
(2)	GI 法の対象となる商品の種類	11
(3)	地理的表示とは —登録商品の例—	12
(4)	GI マークについて	13
(5)	GI 法に基づく審査手続	14
1.5	GI 法に基づく登録の主たる要件について	15
(1)	商品に関する要件	15
(2)	商品の名称に関する要件	16
(3)	生産者団体に関する要件	16
(4)	生産行程管理業務に関する要件	17
1.6	GI 法に基づき登録された商品の保護（規制内容等）	17
(1)	規制の対象とその範囲	17
(2)	規制の対象範囲とその例外	17
(3)	罰則等	18
1.7	GI 法に基づく海外との相互保護について	19
(1)	保護（指定）の手続	19
(2)	保護（指定）の内容	19
2	申請から登録までの流れ	22
2.1	申請	23
(1)	申請に必要な書類	23
(2)	申請書類の提出方法	25
2.2	審査	26
(1)	形式審査（申請の方式等についての審査）	26
(2)	実質審査	26
(3)	現地調査	26
(4)	申請の公示	26
(5)	学識経験者の意見の聴取	27

(6) 申請の取下げ	27
(7) 登録	27
3 申請書の作成方法	30
3.1 申請書の様式	30
3.2 申請書の記載項目	31
【申請書に記載する日付】	32
【申請書を提出する者】	33
1 申請者	34
2 農林水産物等が属する区分	39
3 農林水産物等の名称	41
4 農林水産物等の生産地	46
5 農林水産物等の特性	48
6 農林水産物等の生産の方法	52
7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること の理由	56
8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	58
9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等	60
10 連絡先（文書送付先）	61
[添付書類の目録]	62
3.3 明細書の作成方法	63
4 生産行程管理業務規程の作成方法	69
4.1 生産行程管理業務とは	69
4.2 生産行程管理業務の実施に当たり満たすべき事項	70
(1) 明細書の内容が申請書に反しないこと	70
(2) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、明細書適合性を確保するための基 準を満たしていること	70
(3) 生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有していること	72
(4) 生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること	72
4.3 生産行程管理業務規程の作成方法	73
1 作成者	73
2 農林水産物等の区分	73
3 農林水産物等の名称	73
4 明細書の変更	73
5 明細書適合性の確認	74
6 明細書適合性の指導	76
7 地理的表示等の使用の確認	77
8 地理的表示等の使用の指導	77
9 実績報告書の作成等	78

10 実績報告書等の保存	79
11 連絡先	79
5. 登録後の留意点	81
5.1 生産者団体・生産業者・流通事業者・輸入業者等の義務	81
(1) 生産者団体の義務	81
(2) 生産業者の義務	81
(3) 流通事業者等の義務	82
(4) 輸入業者の義務	82
5.2 地理的表示及び GI マークの表示ルール概要	83
(1) 地理的表示を付することができる対象	83
(2) 地理的表示を付することができる者	83
5.3 広告やメニュー等における GI マークの使用	84
5.4 登録免許税の納付	85
5.5 登録後に手続が必要になるケース	85
5.6 GI 法に基づく登録の失効及び取消	87
(1) 登録の失効	87
(2) 登録の取消し	87
6. 地理的表示保護制度申請マニュアル Q & A 一覧	89
(1) 名称	92
(2) 申請区分	94
(3) 特性	95
(4) 生産地	96
(5) 生産の方法	98
(6) 生産者団体	99
(7) 生産行程管理業務	101
(8) 表示関係	102
(9) 先使用	104
(10) 商標	105
(11) その他	107

略称一覧

GI 法：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）

GI 法施行令：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成 27 年政令第 227 号）

GI 法施行規則：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 58 号）

区分告示：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件（農林水産省告示第 1395 号）

GI マーク：登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、GI 法施行規則で定めるもの）

GI 登録：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録（GI 法第 12 条）

GI 指定：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく指定（GI 法第 28 条）

GI 産品：GI 登録された産品

審査要領：特定農林水産物等審査要領（平成 27 年 5 月 29 日付け 27 食産第 679 号食料産業局長通知）

1 地理的表示保護制度の概要

1 地理的表示保護制度の概要

1.1 本書の目的

この「地理的表示保護制度登録申請マニュアル」は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）」に基づき、地理的表示(GI)の登録の申請をしようと考えている方を主な対象とし、申請を検討する際の留意事項、申請から登録までの流れや申請書に記載する際の注意点等について、これまでの運用を踏まえて説明したものです。

なお、地理的表示保護制度に関する法令、特定農林水産物等審査要領や各種ガイドライン・様式等は、農林水産省のウェブサイト（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html）から入手することができます。



農林水産省ホームページ
地理的表示（GI）保護制度

1.2 農林水産分野における知的財産

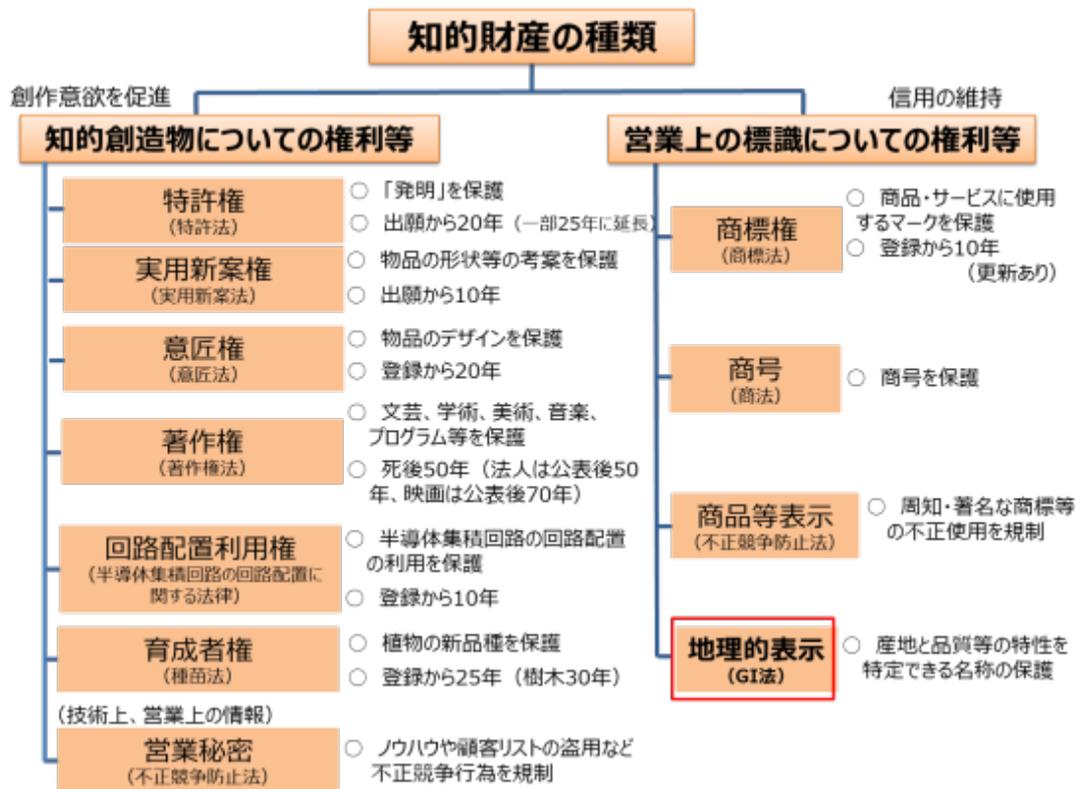
（1） 知的財産とは

事業者が自ら開発した製品を販売する際、他社の製品と差別化を図り、自社製品の認知度を上げるため、商品名を商標として保護することや、自己の製品の開発技術の特許として保護し、他人が無断で技術を使用することを防止することが一般的であることは皆さんよく御承知のことと思います。農林水産業においても農業者等が開発した技術や商品を知的財産として保護する必要性は大きいのですが、農林水産業の現場では、必ずしも知的財産の重要性は認識されず、工業分野と比べて、各種知的財産制度が広く活用されているとはいえない状況にあります。

この原因としては、日本の農林漁業の技術の向上が、地域のリーダーである篤農家等が技術を無償で提供することによって発展してきたことや、地域における横並び意識などが考えられますが、本書で説明する地理的表示保護制度等の歴史が浅いなど、農林水産分野における知的財産の保護に向けた取組の充実が遅れたことも一因と考えられます。

「知的財産」を定義した法律としては、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）があります。同法では、「知的財産」を「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」と定義しています。

このように「情報」の内容に従い、様々な種類の知的財産が存在し、農林水産分野で用いられる代表的な知的財産である種苗法（平成10年法律第83号）に基づく育成者権や、後述するGI法に基づく地理的表示（GI）も知的財産に該当します。



(2) 知的財産のもつ役割

上述のように知的財産は様々な種類が存在しますが、それぞれの知的財産にはそれぞれ異なった役割があります。一例を挙げると、新たに開発した植物品種を活用して利益を得たいと思う者は種苗法に基づく育成者権を取得することでその目的を達することができますが、育成者権は更新することができません。これに対し、産品の名称を保護したいと思う者は商標権を取得することでその名称を独占的に使用する権利を得ることができます（商標権は更新が可能です）が、地理的表示のように地域と結びついた品質などの特性を有する産品であることを証明する機能はありません。このように、知的財産を活用するためには、個々の知的財産権が有する機能をよく理解することが必要です。

【農林水産業・食品産業において知的財産の活用が考えられる具体的なケース】



1.3 地理的表示（GI）保護制度について

(1) 国際的な知的財産制度

本書の主題である地理的表示保護制度（以下、「GI 制度」といいます。）の概要を説明します。GI 制度は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）においても知的財産権の一つとして位置付けられており、WTO加盟国で保護されている知的財産権の一つであると世界的に広く認知されています。現在、100カ国を超える国で独自のGI制度が導入されています。

我が国においては、平成27年6月に施行されたGI法により導入され、平成30年2月7日時点で59の産品が登録されています。

GI登録状況 平成30年2月7日現在



※ カッコ内は登録番号

(2) GI制度とは

日本を始め世界中に、地域の自然条件や歴史・伝統と結び付いた高い品質を有する、いわゆる地域ブランド産品が数多くあります。このような産品の名称は、その地名と結び付いていることが多いのですが、その産品の評価が高くなればなるほど、その地域と全く関係がない地域で作られた産品や、その産品の特徴を備えていない産品でも、その地域の産品であるような名前でも販売されることがあります。GI制度は、このような問題に対応するために設けられた、知的財産を保護するための制度です。¹

¹ GI制度には大きく二つの目的があります。

一つ目は生産業者の利益の保護です。GI法は、生産地と結び付きを有する特性（他の同種の産品と区別することができる特徴を指します（後述））のある産品にのみ地理的表示（GI）を付すことができるとしています。GIとはこのような特性を有する産品の名称の表示を指しますが、登録された産品以外にGIを付すことを禁止する、すなわち、GI法に基づく登録がされていない（＝登録された基準に従って生産されていない）産品の名称使用を規制することによって産品の価値に対するフリーライドを防止し、登録産品の生産業者の利益保護を図っています。

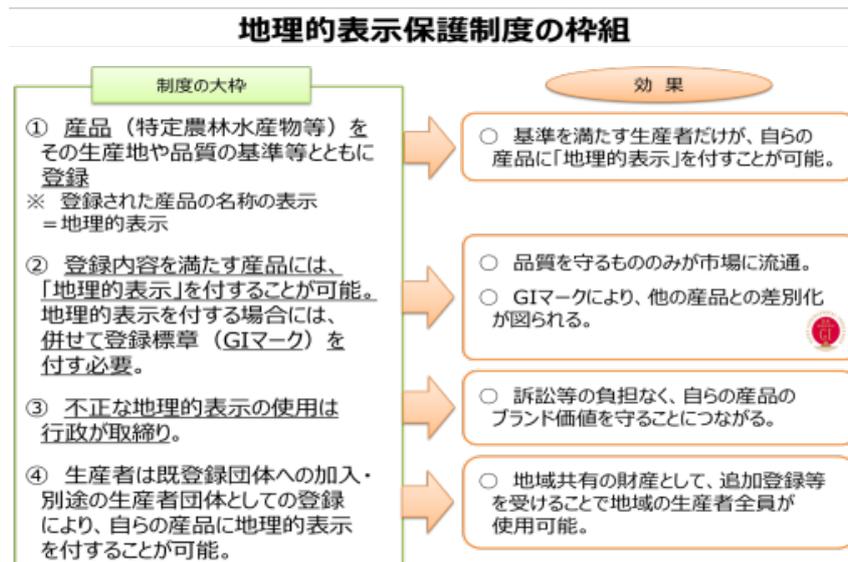
二つ目は需要者（消費者等）の利益の保護です。GI制度により、需要者はGIが付された産品を購入することが可能となり、表示を信頼した需要者の利益保護が図られることとなります。

1.4 GI 法について

(1) GI 法の枠組

GI 法は、「特定農林水産物等²⁾」をその名称、生産地、特性、生産の方法、その特性がその生産地に主として帰せられる理由等と併せて登録し、その名称を保護するものです。以下の点が GI 法の特徴です。

- ア 登録された明細書に記載された事項（生産地や製品の品質等の特性、生産方法等）に即さない産品は、GI 産品と同一又は類似の名称を使うことができません。使用した場合、不正使用となります。³⁾
- イ GI 産品の名称を付す（地理的表示を行う）際には、併せて登録標章（GI マーク）を付さなければなりません。
- ウ 「特定農林水産物等」として GI 法に基づく登録を受けることは、個々人に独占的・排他的な財産権を付与するものではないため、
 - ・ 個別の私人や企業が名称の使用差止めや損害賠償などを裁判所に主張することはできません。
 - ・ 登録された「特定農林水産物等」の名称等の不正使用については国が取り締まります。
 - ・ 当初登録を受けた団体以外の生産者団体が追加登録の手続きを経て、登録された GI 産品の名称を使用することは可能です。
 - ・ 他者に名称使用のライセンスを付与することはできません。
- エ 登録の失効、取消のない限り、GI に使用期限はなく、更新の必要もありません。



²⁾ 「特定農林水産物等」とは、特定の地域を生産地とし、産品の特性がその生産地に主として帰せられるものを指します（GI 法第 2 条第 2 項）

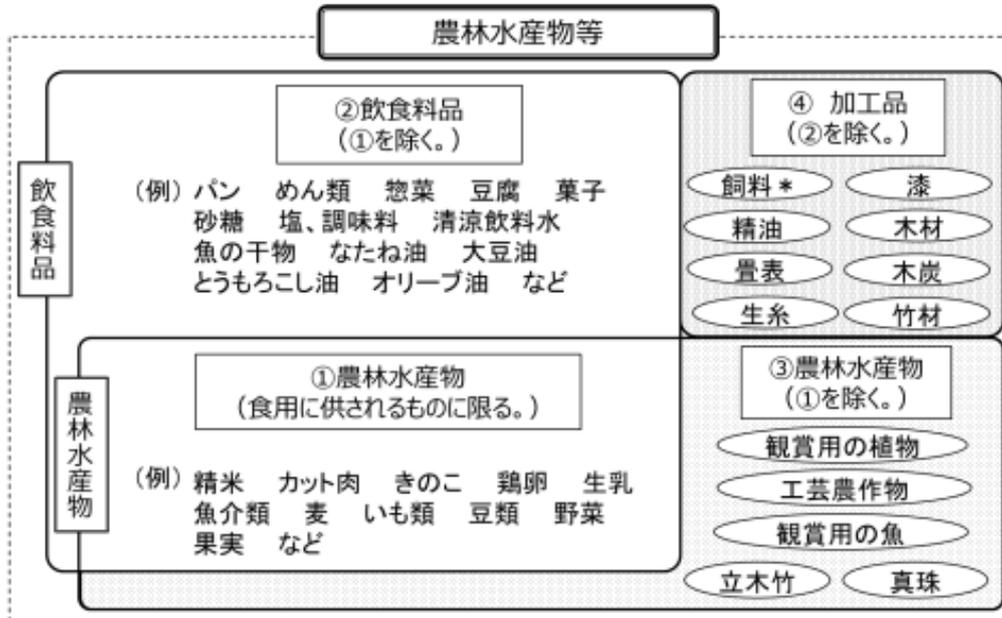
³⁾ なお、以下のような場合でも同一又は類似の名称と扱われ、その名称を使うことができません（Q & A（8）表示関係参照）。

- (1) 食品表示法などでは、真正な産地を記載していれば、他の産地において生産されたものと同一の名称を使用できますが、GI 法の場合は、明細書に記載された生産地以外で生産されたものは、たとえ真正な産地を明記していても同一又は類似名称とみなします。
- (2) 翻訳した名称や、ローマ字表記をカタカナ表記にしたものも同一又は類似とみなします。
- (3) 真正品でないことを明らかにするために、〇〇タイプ、〇〇様式、〇〇のパロディーなどと表記した場合でも類似名称とみなします。

(2) GI 法の対象となる商品の種類

GI 法の登録対象となるのは、下記の商品です。酒類や医薬品等は対象になりません。

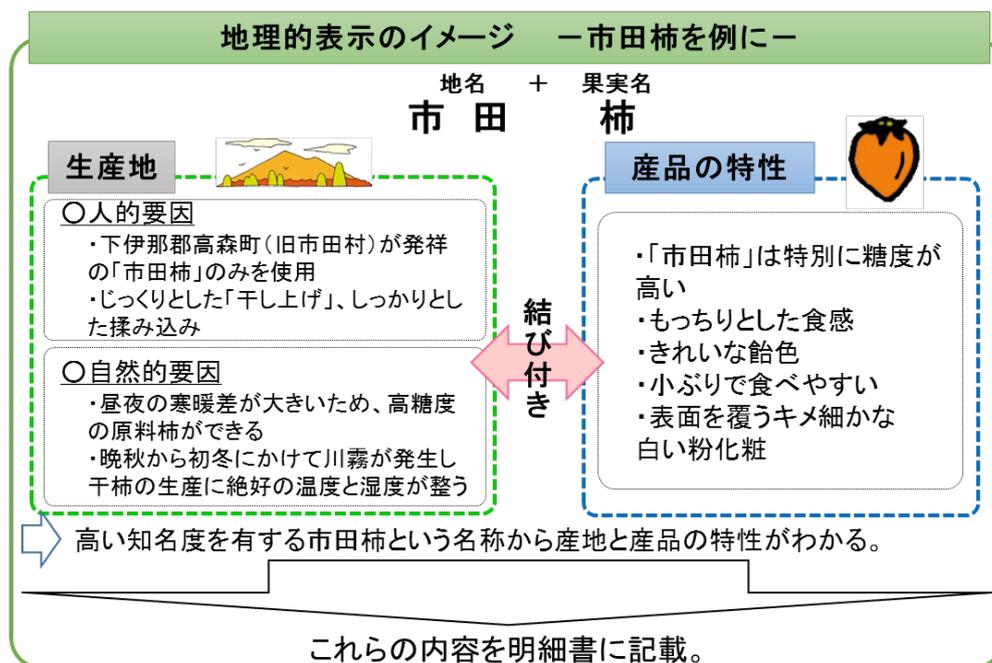
登録可能な商品（農林水産物等）の範囲



* 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。

(3) 地理的表示とは —登録製品の例—

地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できる名称の表示をいいます。



【明細書】

明細書は保護の対象を示すものであり、極めて重要です。登録後は、明細書に示された生産地で生産されていないもの、明細書で示された生産の方法に従わないものについては地理的表示を使用できなくなります。明細書の主な記載事項は下記の通りです。

【生産・生産地】

一般用語としての生産とは異なり、その生産地と結び付いた特性を付与または維持する行為を「生産」と定義します。そのため、加工品の場合、通常、加工する行為が「生産」行為に該当します。また、「生産」が行われる場所を「生産地」と言います。

【特性】

その産品の生産地における自然的要因や社会的要因と結び付いた特性であることが、地理的表示として登録される必須の要件です。生産地との結び付きがなく、単に品質が良いということは、ここでいう特性とは認められません。

【生産の方法】

産品が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、産品に特性を付与又は保持するために行われる行為をいいます。

【産品の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由】

産品の特性とその生産地との結び付きが必要です。産品の特性が広く栽培されている品種の特性と同じである場合等、生産地との結び付きがないと評価される場合は登録できません。

(4) GI マークについて

「GI マーク」とは、GI 法施行規則で定められた下記のマークを指します。GI 産品に地理的表示を付す場合には、GI マークも併せて付さなければなりません。これは GI マークが、GI 法に基づき登録された明細書に従って生産された産品であり、産品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な GI 産品であることを証するものであるためです。そのため、GI 産品を原材料として使用した加工品には、加工の過程を明細書で確認できないため、GI マークを付すことはできません。

なお、GI マークを付すことで、輸出をする場合にも、輸出先国で真正な日本の GI 産品であることを証することができます。また、海外における模倣品対策として、主要な輸出国において GI マークの商標登録を進めています。



The logo for Japan Geographical Indication (GI) features a red circle with the text "日本 地理的表示" (Japan Geographical Indication) and "GI" in the center. The words "JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION" are written around the circle, and "NOIATION" is written at the bottom. Below the circle is a stylized mountain and water motif.

GI マークの商標登録

- ▶ 主要な輸出先国においてGIマークを商標登録出願中
 - ※ 韓国、台湾、ラオス、オーストラリア、ニュージーランド、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、EUについては商標登録済み
- ▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化
- ▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与
- ▶ 農林水産物・食品の輸出促進

GIマークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

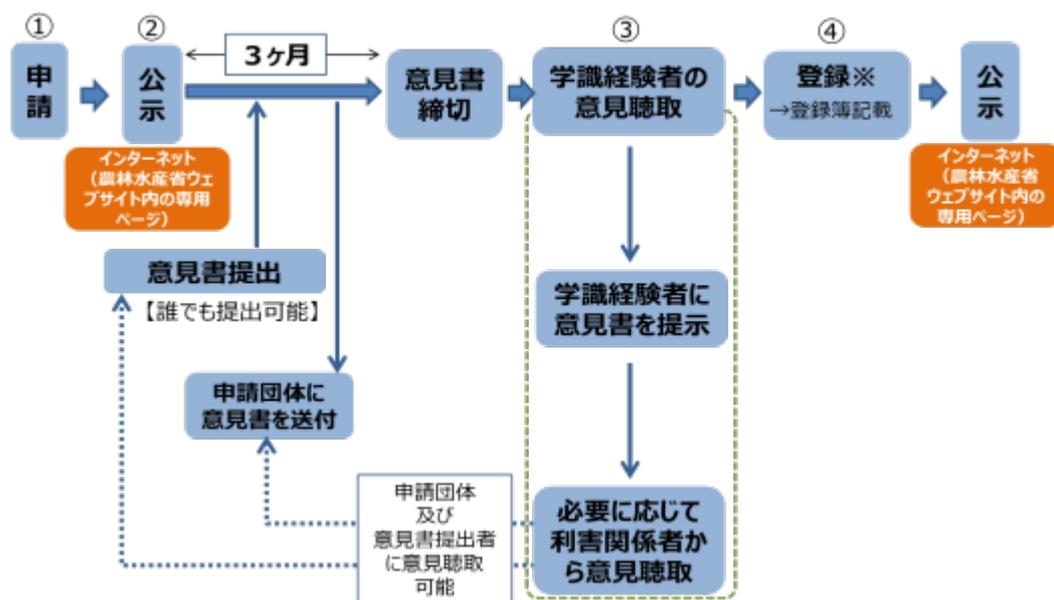
(5) GI法に基づく審査手続

申請は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体が行うことができます。生産者団体は既存の団体（農業協同組合等）でもいいですし、新たに協議会を立ち上げて構いません。ただし、生産者団体には後述のとおり生産行程管理業務規程を遵守する義務が発生するため、登録後もきちんと製品の生産行程管理業務を行うことができる団体である必要があります。

GI法に基づく審査・登録は下記手続を経てなされます。

- ① 生産者団体からの申請後、農林水産省において提出された書類の形式的な不備の有無が審査され、その後、特性、産品の名称、生産方法の基準など登録の主たる要件を中心に内容面の審査が行われます。その間、必要に応じ補正指示が出されますが、この期間が登録までに最も時間を要し、数ヶ月以上となるのが通例です。
- ② 内容の審査が行われた後、公示され、3ヶ月間の意見書提出期間が設けられます。意見書の提出期限は農林水産省ホームページで確認が可能です。
- ③ 意見書の提出期間経過後、農林水産省において学識経験者委員会が開かれ、委員から登録の可否に係る意見を聴取することとされています。
- ④ その後、提出された意見書や学識経験者委員の意見を踏まえ、農林水産大臣が登録の可否を判断しますが、登録する場合は農林水産省ホームページに登録簿が公示され、登録を拒否する場合は申請した生産者団体に対し、拒否した旨とその理由が書面により通知されます。なお、登録された場合、速やかに登録免許税（1件当たり9万円）を納付する必要があります（更新不要）。

登録手続フロー図

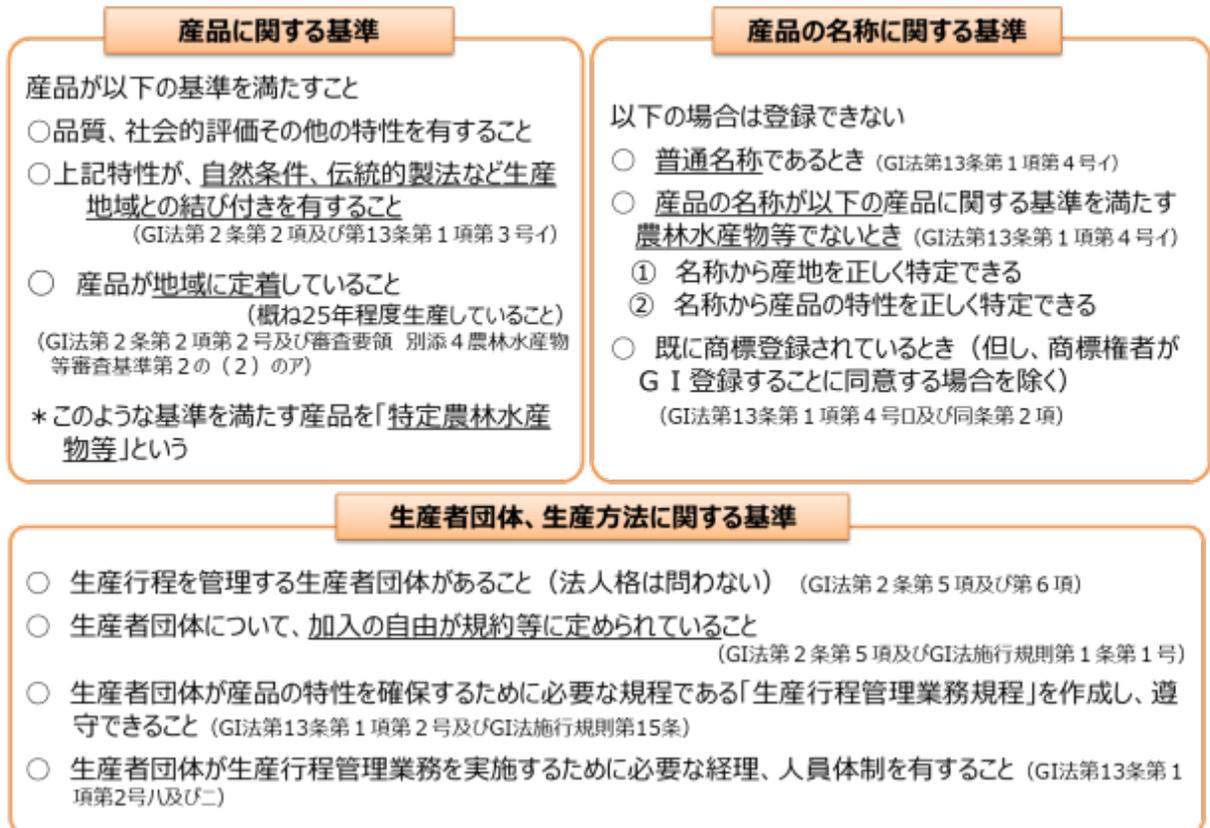


※ 処分（登録若しくはその拒否）に不服がある場合は、行政不服審査法、行政事件訴訟法により当該処分を争うことが可能。

1.5 GI法に基づく登録の主たる要件について

登録の主たる要件として、製品に関する要件、製品の名称に関する要件、生産者団体に関する要件、生産行程管理業務に関する要件があります。図示すると下記ようになります。

GI登録の主たる要件



それぞれの要件の詳細については後述しますが、以下の観点から審査されます。

(1) 製品に関する要件

GI登録されるためには、産品が「確立した特性」を有していることが必要です。「確立した特性」としているのは、前述したGI法の立法趣旨から、いかに特性を有する産品であっても、その産品が地域に根付いたものでなければ、知的財産として保護すべきではないと考えられるためです。⁴

⁴ 運用実務においては、特性が確立しているか否かは当該特性を有した状態で概ね25年の生産実績があるか否かで判断されています。

(2) 産品の名称に関する要件

GI 産品の名称はなんでも良いという訳ではありません。GI 制度は特定農林水産物等の名称の保護を目的としており、保護のためにはその産品の名称から産地や当該産品の特性と地域のつながりを特定できなければなりません（GI 法第 13 条第 1 項第 4 号イ）。⁵

具体的にどのような場合に特定できるとされるかは、産品が出荷される段階で付されている名称が需要者にどのように認識されているかを基本に判断されます。登録に当たって問題となることも多いため、申請の際に上記のような点を整理しておくことが肝要です。

(3) 生産者団体に関する要件

GI 法では登録申請は生産者団体が行うこととされており、生産者団体についても一定の要件があります。まず、生産者団体は生産業者を直接又は間接の構成員とする団体でなければなりません、構成員に生産業者以外の関係者を含めても構いません。⁶

また、生産者団体は正当な理由なく新規の加入を制限してはならず、この旨を基本約款等において定めることが必要です。⁷

⁵ 名称と産地の関係について、必ずしも地名が含まれている必要はありませんし、名称で明示されている地域と登録された産地が一致する必要はありませんが、名称から大体の産地を特定できるものである必要があります。そのため、以下のような場合は GI 登録をすることができません。

(1) 名称から産品の特性と地域のつながりを特定できない場合

ア 申請産品と類似の名称の産品が市場に存在し、消費者から見て、申請産品と類似産品の識別が難しいと思われる場合（申請産品が〇〇牛で、その特性を満たさない産品に、〇〇和牛という名称が使用されている場合）

イ 特定の団体が統一マーク等を使ってブランド化しているが、それ以外の産品も同一名称で販売されている場合

ウ 同一産品の上位規格品のみを GI 登録申請し、それ以外のは非 GI 産品として同一又は類似の名称を使用する場合

エ 登録の申請に当たって産品に新たなブランド名を付すような場合は、名称から特定農林水産物等であることが特定できないため、登録できません（名称については 25 年の使用実績を要求されませんが、その名称から産品を特定できない場合は登録できません。）。

(2) 普通名称の場合

申請産品の名称が普通名称である場合は登録できません。普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指す名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称のことです（例：さつまいも、高野豆腐、伊勢えび等。審査要領別添 3 名称審査基準第 2 の 1（1）参照）。

なお、申請産品の名称が複合語（二つ以上の単語が結び付き、別の意味を有する語となったもの）であって一部に普通名称が含まれる場合は、複合語全体として GI 登録することはできますが、当該普通名称の部分は地理的表示として保護されません（例：「〇〇さつまいも」が GI 登録された場合、「さつまいも」は普通名称なので保護の対象にはなりません。）。

(3) 動植物の品種の名称と同一の名称の場合

申請産品の名称が、動物又は植物の品種名と同一の名称であって、産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものである場合は登録できません（種苗会社等が品種開発を行い、その名称の種苗等が販売・流通している等）。

(4) 申請産品の名称と同一又は類似の商標が登録されている場合

申請産品の名称と同一又は類似の商標が登録されている場合、商標権者（当該商標の専用使用権者を含む）から GI 登録をすることについての承諾を得る必要があります。

⁶ 申請者は法人でなくても構いませんが、その場合は代表者又は管理人の定めがなければなりません。そして、生産方法や品質等の基準を満たしているかどうか、地理的表示・GI マークを適正に表示しているかどうか等を管理する経理的基礎と組織体制が整備されている必要があります。

⁷ GI 産品を、特定の者に帰属するものではなく、地域全体で育んできた地域共有の財産として保護することが、我が国の GI 法の一つの大きな特徴となっています。なお、これまで地域と全く無関係であった第三者が参入し産品が変質してしまうことを懸念する声を聞くこともありますが、産地や産品の特性、産品の方法等を適切に定めれば、登録された基準以外の産品に GI 産品の名称を用いることはできないので、前述のような産品の変質を心配する必要はありません。

(4) 生産行程管理業務に関する要件

生産行程管理業務は、商品の特性を確保・維持するため生産者団体が行う手順を定めたものです。具体的には、商品の仕様書である明細書の作成・変更、商品の生産が明細書に適合して行われるために必要な指導・検査等を指し、この内容を定めたものを生産行程管理業務規程といいます（GI 法第 2 条第 6 項及び第 7 条第 2 項）。⁸

1.6 GI 法に基づき登録された商品の保護（規制内容等）

(1) 規制の対象とその範囲

「GI 商品が保護される」というのはどういった意味なのか、主なポイントを簡単に説明します。

- ア GI 法は GI 商品について地理的表示を付すことが「できる」と規定していますが、付す対象は GI 商品やその包装等に限られています（生鮮農産物など、商品に表示を付すことがない場合には、商品に近接して置かれているポップへ表示する行為なども付す行為とみなされます。）。
- イ 広告等に付すことも可能ですが、GI 法の規制対象ではありません。ただし、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）や不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の規定との抵触がないよう留意することが必要です。
- ウ 地理的表示を付す場合には、GI マークも併せて付さなければなりません（GI 商品を使用した加工品に GI 商品の名称を使用することはできますが、生産行程管理業務により明細書の内容が遵守されていることを確認した GI 商品ではないため、GI マークを付すことはできません。）。
- エ GI 商品が属する区分（区分告示において定められていますが、登録された商品が野菜類であれば野菜類が区分となります。）と同一の区分に属する商品やその加工品に地理的表示を付すことが規制されます。
- オ その結果、原則として生産者団体の構成員である生産業者や、その生産業者から GI 商品を購入する等して譲り受けた者しか商品やその包装・送り状等に地理的表示を付すことができません（地理的表示の貼付を第三者に委託することは可能です。）。
- カ GI 商品の名称そのものだけでなく、それと類似の名称を地理的表示として付すことも規制されます。⁹

(2) 規制の対象範囲とその例外

前述のように、GI 法に基づく保護を受けることで GI 商品の生産者団体やその構成員等以外の者による地理的表示の使用は制限を受けます。一定の例外は許容されますが、その場合であっても、GI 登録された商品そのものではないため、GI マークを付すことはできません。¹⁰

⁸ 生産行程管理業務は上述の通り生産者団体が行うこととされていますが、生産者団体が別の者に当該業務の全部又は一部を委託すること自体は禁止されていないため、委託することが可能です。ただし、その場合であっても、生産行程管理業務を委託先に適切に行わせる責任は生産者団体にあることに留意が必要です。

⁹ Q & A (8) 表示関係参照

¹⁰ 例外的な取扱いは下記の通りです。

- (1) GI 登録の前に出願された商標が、その後登録された場合、当該商標権者は仮にそれが GI 商品と同一又は類似の名称であっても引き続き使用することが可能です。同様に、GI 登録の前から登録されていた商標を使用する権利を有している者も引き続き当該登録商標を使用することが可能です（ただし、Q&A(10)商標の各記載事項について留意が必要です。）。
- (2) 登録の日前から不正の目的でなく、業務として継続して GI 商品と同一又は類似の名称を使用していた者も引き続きその名

(3) 罰則等

地理的表示の不正使用等についてはペナルティーが課せられます。ただし、GI法の規定に違反した場合であっても即時に罰則が科されるわけではありません。口頭指導等を行った上で、従わない場合に初めて罰則の適用が検討されることとなります。(GI法第39条～第43条)

GI法違反に関する主な罰則

○ 地理的表示の不正使用 (GI法第39条)
農林水産大臣による命令 ＜不正使用者に対する行政措置＞【GI法第5条第1号】
命令違反
＜個人＞ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科可） ＜団体＞ 3億円以下の罰金【GI法第43条第1項第1号及び同条第2項】
○ GIマークの不正使用（不使用含む） (GI法第40条)
農林水産大臣による命令 ＜不正使用者に対する行政措置＞【GI法第5条第2号及び第3号】
命令違反
＜個人＞ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 ＜団体＞ 1億円以下の罰金【GI法第43条第1項第2号及び同条第2項】
○ 登録後の義務違反 (GI法第42条)
・ 生産者団体の名称等の変更の届出、登録失効の届出をしなかった場合（虚偽の届出を含む）【GI法第17条第1項及び第20条第2項】 ・ 生産行程管理業務規程の変更や生産行程管理業務の休止の届出をしなかった場合（虚偽の届出を含む）【GI法第18条及び第19条】 ・ 生産者団体等の関係者の報告懈怠（虚偽報告を含む）又は検査忌避等【GI法第34条第1項】
＜個人＞ 30万円以下の罰金 ＜団体＞ 30万円以下の罰金【GI法第43条第1項第3号及び同条第2項】

称を使用することが可能です。

※この(2)については特に留意が必要です。

第一に、このような例外が相当数存在した場合、産品の名称からは特性を有する産品を指しているか特定できないため「特定農林水産物等」に該当しないと判断される可能性があります。

第二に、農林水産省ホームページにおいて登録申請の公示がされた後に、当該申請産品の名称と同一又は類似の名称の使用を開始した場合は、悪意を持って使用したとして不正の目的があると推認されます。

第三に、業務として継続して使用している必要があるため、名称使用の反復・継続性がない場合は、ここでの例外的な場合には該当しないと判断されます。

1.7 GI 法に基づく海外との相互保護について

平成 28 年 12 月の GI 法の改正により、条約等により海外の GI 製品の相互保護を可能とする規定を創設しました。ここでは、その手続と保護の内容について概説します。なお、相互保護により保護される製品は、生産者団体からの申請に基づくものではなく、条約等の国際約束の締結に基づくものであるため、「登録」ではなく、農林水産大臣が「指定」することにより、我が国の GI 法に基づき国内で保護されます。

(1) 保護（指定）の手続

保護（指定）の手続は登録の場合と似ていますが、大きく異なるのは以下の点です。

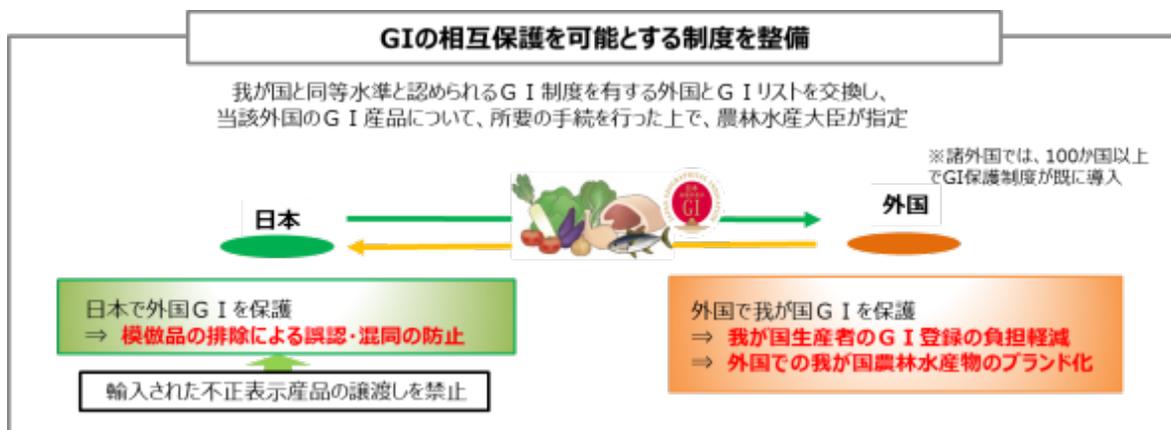
ア 日本の GI 制度と同等の水準にあると認められる制度を有する外国等と条約等の国際約束を締結していることが前提となっています。

イ 指定の場合も学識経験者からの意見聴取等、登録の場合と同様の手続を踏んでなされますが、指定は、生産者団体からの申請に基づいて行われるものではないため、生産者団体は指定事項には含まれません。

ウ 指定対象となる製品は、我が国と同等の GI 制度を有する国において既に GI 登録されている製品であり、お互いに相手国の制度を信頼して相互保護することが前提となっているため、基本的に相手国政府が定める明細書を日本でも適用することになり、明細書や生産行程管理業務規程の適否は指定の可否には影響しません。

(2) 保護（指定）の内容

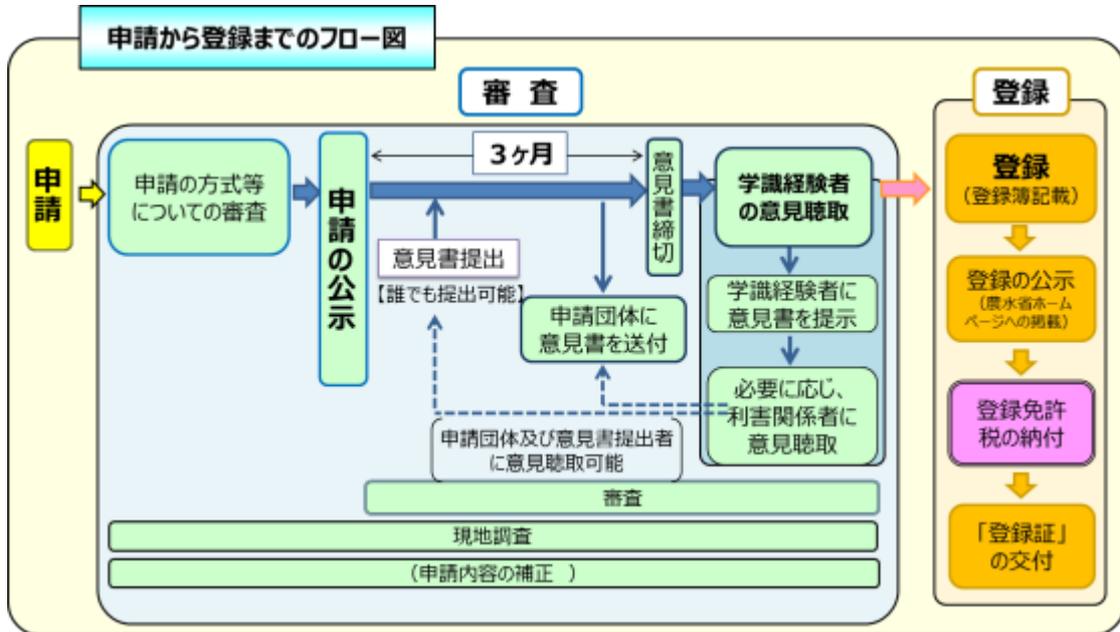
指定の場合も登録の場合と同様に製品が指定の対象ですが、(1) に述べた理由により、生産者団体は明記されません。また、明細書で示される品質や生産方法等の適合性の確認は相手国が責任を持って行うことを前提としており、我が国において確認するものではないため、指定製品に日本の GI マークを付すことはできません。



2 申請から登録までの流れ

2 申請から登録までの流れ

GI 制度による保護を受けるためには、農林水産大臣に申請し、登録を受ける必要があります。ここでは、申請から登録までの手続の流れの概要を説明します。



登録までの手続は、大きく分けて、以下の3つの段階に分かれます。

- (1) 申請 申請書類を揃え、農林水産大臣に提出する。
- (2) 審査 提出された申請書類を農林水産省の審査担当者が審査。申請内容を公示し、3ヶ月間の意見書提出期間を経た後、学識経験者から意見を聴取する。
- (3) 登録 提出された意見書や学識経験者の意見を踏まえ、農林水産大臣が登録の可否を判断。可と判断されたら登録される。

2.1 申請

申請は、以下の書類を農林水産大臣に提出することで行います（GI 法第 7 条並びに GI 法施行規則第 6 条及び同規則別記様式 1）。なお、申請は、生産者団体自らが行う場合のほか、代理人により行うこともできます。

（1）申請に必要な書類

申請書、明細書、生産行程管理業務規程が一体として審査され、これにより、製品の名称や生産地だけでなく、製品の特性や、その特性を担保するための生産方法を特定することができるかどうか審査されます。それぞれの書類の役割について説明します。

ア 申請書

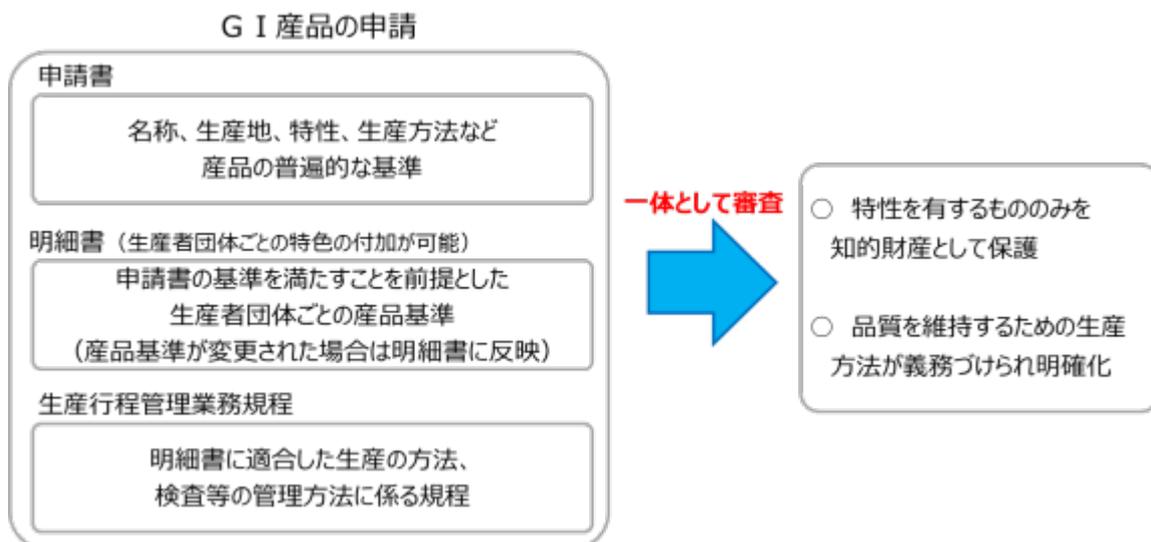
申請書は、製品の定義について記載する書類です。製品の名称、生産地の範囲、特性、生産方法など、製品の普遍的な基準が記載されます。複数の団体で共同申請する場合は連名で作成します。

イ 明細書

明細書は、申請書の基準を満たした上で、個々の生産者団体が作成する製品基準です。申請書に記載されている内容より高いレベルの品質基準や生産方法を記載することもできます。明細書は、団体ごとに作成することになります。

ウ 生産行程管理業務規程

生産行程管理業務規程には、明細書に記載された製品の生産地や特性、生産方法を生産業者が遵守しているかどうか、また、製品を出荷するときに地理的表示及び GI マークが適正に付されているかどうかの検査・確認方法や記録の作成など管理方法に係る規定が記載されます。従って、明細書と同様に、生産者団体ごとに作成することになります。



エ 申請に必要な各種添付書類

申請書の添付資料として、明細書、生産行程管理業務規程のほかに提出する必要がある各種添付資料は、以下のとおりです。

	書類名	根拠法令	説明
必ず添付すべき書類	GI 法第 2 条第 5 項に規定する生産者団体であることを証明する書類	GI 法施行規則第 7 条第 2 号	登記事項証明書、定款等の基本約款など法人の類型によって、提出を要する書類が異なります
	GI 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書	GI 法施行規則第 7 条第 4 号	審査要領別記様式 5 により作成してください
	GI 法第 13 条第 1 項第 2 号八に規定する経理的基礎を有することを証明する資料	GI 法施行規則第 7 条第 5 号	最近の事業年度における財産目録・貸借対照表・収支計算書等（これらの書類の添付が難しい場合、預貯金通帳の写し等でも可）
	GI 法第 13 条第 1 項第 2 号二に規定する必要な体制が整備されていることを証明する書類	GI 法施行規則第 7 条第 6 号	申請者の組織に関する規程や業務分担表等
	申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類	GI 法施行規則第 7 条第 7 号	申請書の「4 農林水産物等の生産地」、「5 農林水産物等の特性」、「6 農林水産物等の生産方法」、「7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由」及び「8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄の記載内容を裏付ける資料
	申請農林水産物等の写真	GI 法施行規則第 7 条第 8 号	

場合に 応じて 添付 する 書類	委任状	GI 法施行規則 第 7 条第 1 号	代理人によって申請をする場合に添付します
	誓約書	GI 法施行規則 第 7 条第 3 号	外国の団体による申請の場合に添付します
	商標権者等の承諾を証明する書類	GI 法施行規則 第 7 条第 9 号	申請者が、GI 法第 13 条第 1 項第 4 号ロに該当する場合、GI 法に基づく登録をすることについて、商標権者又は専用使用権者からの承諾を得ていることが必要です
	翻訳文	GI 法施行規則 第 5 条	書類を外国語で作成した場合に添付します

(2) 申請書類の提出方法

申請書類の提出は、申請の受付窓口である農林水産省食料産業局知的財産課に郵送又は受付時間内に持参してください。なお、いずれの場合も、下記の受付窓口に到着した日が申請日となり、郵便物の消印の日付や農林水産省に送達された日が申請日となるわけではありません。申請が受け付けられると、申請者に、申請を受け付けた旨、申請番号、申請日が通知されます（審査要領別記様式 1）。

【申請の受付窓口】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで

2.2 審査

申請が受理されると、農林水産省食料産業局知的財産課の審査担当者（以下「審査官」といいます。）による審査が行われます。

（1）形式審査（申請の方式等についての審査）

申請が受理されると、まず、申請内容が GI 法やその下位法令に従っているのかどうかについて、形式的な審査が行われます。申請内容に不備がある場合には、審査要領の「形式補正の指針」に従って申請者に対し補正を求めることがあります。これまでの申請例では、産品区分の記載が区分告示に従っていない場合や、代表者の役職名が記載されていないといった不備が見られました。

申請書の補正が必要となった場合には、審査官から文書（審査要領別記様式 2）が送付されますので、その内容を精査の上、提出期限内に提出窓口¹に補正書（審査要領別記様式 3）を提出して補正を行ってください。なお、不備が軽微なものである等の場合は、申請者又は代理人に確認の上、審査官が職権により補正することもあります。

適切な対応がとられない場合や申請手続に重大な瑕疵がある場合は、申請が却下されることがあります。なお、申請が却下された場合には、その旨が申請者に通知されます（審査要領別記様式 4）。

（2）実質審査

審査官が申請書等の記載内容を補正することが適当と認める場合には、文書（審査要領別記様式 13）で申請者に対し補正を求めることがあります。その内容を精査の上、提出期限内に提出窓口¹に、補正書（審査要領別記様式 14）を提出して補正をしてください。

補正内容が、申請書等の記載内容を実質的に変更しないものである場合には、申請者又は代理人に確認の上、審査官が職権により補正する場合があります。なお、審査の迅速な実施の観点から、審査官による補正事項の指摘は可能な限りまとめて行われます。

（3）現地調査

審査官は、その他必要に応じて、申請産品の生産地、生産業者、申請者（生産者団体）等について現地調査を行います。現地調査では、申請農林水産物等の生産や生産行程管理業務が、申請書記載の内容に則して行われているのかの確認、その他審査に必要な事項について聞き取りなどを行います。なお、現地調査の実施については、文書（審査要領別記様式 12）により、申請者に事前に通知されます。

（4）申請の公示

申請内容等に不備がなく、取下げ等がされなかった申請については、申請書記載内容が、農林水産省のホームページ上に公示されます（GI 法第 8 条第 1 項）。また、公示後 2 か月間は、申請書・明細書・生産行程管理業務規程を農林水産省食料産業局知的財産課において縦覧することができます（GI 法第 8 条第 2 項）。

公示後 3 か月間は意見書提出期間として、誰でも当該申請に対する意見書（GI 法施行規則別記様式 2）を農林水産省に提出することができます（GI 法第 9 条第 1 項）。なお、意見書は農林水産省への到着をもって提出として扱われます。意見書が提出された場合には、審査要領別記様式 10 により意見書の写しが申請者に送付されます（GI 法第 9 条第 2 項）ので、意見書の内容を踏まえ、必要に応じて、改めて地域内で話し合いを行う、申請書等の内容を補正する、追加して書類を提出する等の対応を検討してください。

なお、実質審査は学識経験者委員による意見聴取（後述）の時点まで行われる可能性があり、それが実質的な内容の変更につながる場合など、公示後に申請書等に実質的な変更があった場合は、再公示されます（GI 法施行規則第 11 条）。その場合には、改めて縦覧期間（2 ヶ月）及び意見書提出期間（3 ヶ月）が設けられます。

（5）学識経験者の意見の聴取

意見書提出期間経過後、学識経験者に登録拒否要件の該当性の有無について意見を聴く委員会（非公開）が開かれます（GI 法第 11 条及び GI 法施行規則第 9 条）。

（6）申請の取下げ

申請の取下げは、申請者が取下書（審査要領別記様式 8）を農林水産省に提出することにより行われます。申請の取下げは、申請後、審査係属中であれば、いつでも行うことができます。なお、申請の取下げがあった場合には、農林水産省から取下げ手続が完了した旨が通知されます（審査要領別記様式 9）。

（7）登録

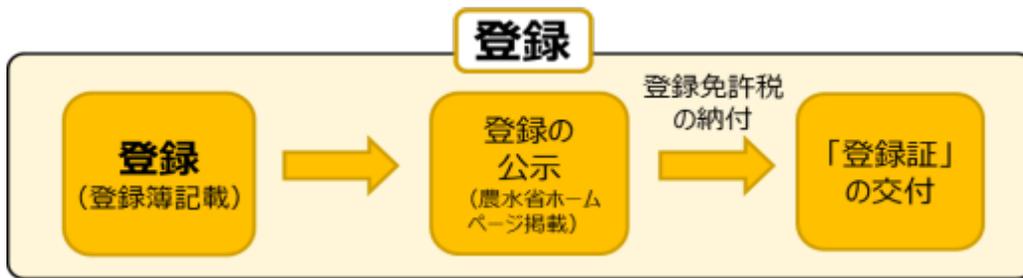
学識経験者委員会の終了後、その意見を踏まえて登録の可否が決定されます。

ア 登録の場合

最終的に登録が適当であると農林水産大臣が判断した場合には、登録番号及び登録の年月日、申請書の内容が登録簿に記載されます（GI 法第 12 条第 2 項）。登録簿への記載をもって、GI 登録されたこととなります。

GI 登録されると、申請者に登録された旨の通知（審査要領別記様式 15）がなされるとともに、登録内容について農林水産省ホームページで公示されます（GI 法第 12 条第 3 項）。なお、登録簿は、農林水産省食料産業局知的財産課に備えられ、公衆の縦覧に供されます。

登録の通知を受け取った場合には、登録日から 1 ヶ月以内に登録免許税（9 万円）を納付し、領収証書の原本を納付書（審査要領別記様式 16）により、農林水産省食料産業局知的財産課まで提出してください。領収証書の原本が提出されると、登録者には、特定農林水産物等登録証が交付されます（共同申請や団体の追加登録の場合も、全ての団体に交付されます。）。



イ 登録の拒否

申請内容が拒否要件に該当すると判断された場合には、申請者に登録を拒否する旨の通知（審査要領別記様式 6）がなされます。なお、この登録の拒否は、行政処分ですので、不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立や行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく訴訟提起が可能です。

3 申請書及び明細書の作成方法